六〇〇六・三三	異なる色の糸から成るもの								
	模様編みの組織を有するもの	一二%	九・六%						
	その他のもの								
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%	六・六%						
	その他のもの	六%	四%						
六〇〇六・三四	なせんしたもの								
	模様編みの組織を有するもの	一二%	九・六%						
	その他のもの								
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%	六・六%						
	その他のもの	六%	四%						
六〇〇六・四一	再生繊維又は半合成繊維製のもの								
	漂白してないもの及び漂白したもの								
	模様編みの組織を有するもの	一二%	九・六%						
	その他のもの								
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%	六・六%						
	その他のもの	六%	四%						
六〇〇六・四二	浸染したもの								
	模様編みの組織を有するもの	一二%	九・六%						
	その他のもの								
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%	六・六%						
	その他のもの	六%	四%						
六〇〇六・四三	異なる色の糸から成るもの								
	模様編みの組織を有するもの	一二%	九・六%						
	その他のもの								
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%	六・六%						
	その他のもの	六%	四%						
六〇〇六・四四	なせんしたもの								
	模様編みの組織を有するもの	一二%	九・六%						
	その他のもの								
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%	六・六%						
	その他のもの	六%	四%						
六〇〇六・九〇	その他のもの								
	模様編みの組織を有するもの	一二%	七・九%						
	その他のもの	八%	五・三%						
六一一〇	ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）								
六一一〇・一一	羊毛製又は繊獣毛製のもの								
	羊毛製のもの								
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	一〇・九%						
	その他のもの	一四%	一〇・九%						
六一一〇・一二	カシミヤ毛製のもの								
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	一〇・九%						
	その他のもの	一四%	一〇・九%						
六一一〇・一九	その他のもの								
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	一〇・九%						
	その他のもの	一四%	一〇・九%						
六一一〇・二〇	綿製のもの								
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	一〇・九%						
	その他のもの								
	トレーナー	一四%	一〇・九%						
	その他のもの	一四%	九・一%						
六一一〇・三〇	人造繊維製のもの								
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	一〇・九%						
	その他のもの								
	トレーナー	一四%	一〇・九%						
	その他のもの								
	アクリルのもの	一四%	九・一%						
	その他のもの	一四%	一〇・九%						
六一一〇・九〇	その他の紡織用繊維製のもの								
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	一〇・九%						
	その他のもの	一四%	一〇・九%						
六八一二	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもとした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第六八・一一項又は第六八・一三項の物品を除く。）								
六八一二・五〇	衣類、衣類附属品、履物及び帽子	四・九%	二・六%						
六八一二・六〇	紙、厚紙及びフェルト	四・九%	二・六%						
六八一二・七〇	ジョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又はロール状のものに限る。）	四・九%	二・六%						
六八一二・九〇 ＊	その他のもの	四・九%	二・六%						
七〇一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、蓋その他これらに類する物品								
七〇一〇・一〇	アンプル	四・二%	無税						
七〇一〇・二〇	栓、蓋その他これらに類する物品	四・九%	無税						
七〇一〇・九〇	その他のもの	四・九%	無税						
七一一二	金属のくず（貴金属又は貴金属を貼ったものに限る。）及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくず（貴金属又はその化合物を含有するものに限る。）								